

# 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 評議員選任規程

平成 19 年 5 月 14 日

神社協規程第 34 号

## (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会定款第 16 条第 3 項の規定に基づき評議員の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (選 任)

第 2 条 評議員は、別表に定めるところにより選任し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

## (辞 任)

第 3 条 前条の規定により、公職又は施設の代表者、団体の長等でその地位により評議員となったものが、任期中その地位を辞任したときは、評議員の職を失うものとする。

## (欠員補充)

第 4 条 評議員に欠員が生じた場合は、第 2 条に規定するところにより選任する。

## (委 任)

第 5 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

1 この規程は、平成 19 年 5 月 14 日から施行する。

別表

区分	人数
1．地域福祉事業に関心を持つ者 （福祉活動の地域別代表者）	24
2．学識経験者等	
3．社会福祉に関係のある団体の代表者  内訳 医薬関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会等） 高齢者関係福祉施設 児童関係施設 商工関係団体 企業関係団体 教育関係 子ども会育成連合会 NPO法人 市民活動グループ ボランティア連絡協議会 シニアクラブ連合会 身体障害者福祉協議会等	21
合計	45